

東大阪市告示第 113 号

生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第54条の2第5項及び第6項において準用する法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国帰国者支援法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次の指定介護機関から変更等の届出があったので、法第55条の3第2号（中国帰国者支援法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により告示する。

令和8年8月5日

東大阪市長 野田 義和

変更等の届出があった介護機関

別紙のとおり

変更区分	事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	辞退・再開等年月日	サービスの種類
休止	訪問看護ステーションNine東大阪	大阪府東大阪市瓜生堂1丁目13番1号 若江岩田パークマンションB棟115号室	株式会社Nine	令和8年2月1日	訪問看護、介護予防訪問看護
所在地変更	アミイ介護	大阪府東大阪市小阪2丁目5番25号101	合同会社アミイ介護	令和7年11月11日	訪問介護、訪問型サービス 訪問型生活援助サービス